

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 302事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により10層に層化し、統計的手法に則って各層から83事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係276人（うち行政職に相当する調査実人員264人）、初任給関係以外の調査職種4,272人（うち行政職に相当する調査実人員4,008人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、22,034人であり、行政職に相当するものは19,084人である。

(5) 集 計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模		500人以上	100人以上 500人未満
	規模計	事業所	事業所	事業所
産業計	71	30	41	
農業、林業、漁業	0	0	0	
建設業	6	4	2	
製造業	41	16	25	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	7	3	4	
卸売・小売業	3	1	2	
金融・保険業、不動産業	1	1	0	
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	13	5	8	

- (注) 1 上記のほか、調査不能等の事業所が12事業所あった。
2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

第 13 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
事務・ 技術関係	新卒事務員	大 学 卒	258,346 ^円	257,277 ^円	261,947 ^円
		短 大 卒	206,007	207,667	204,520
		高 校 卒	208,581	210,308	196,000
	新卒技術者	大 学 卒	248,920	256,567	245,135
		短 大 卒	201,677	211,000	198,500
		高 校 卒	203,648	213,472	193,468
	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	255,047	257,144	251,668
		短 大 卒	204,350	208,500	201,708
		高 校 卒	205,111	212,138	193,706

- (注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第 14 表 職種別給与額等

公民給与比較の職種

企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間 外手当 (B)	(A－B)	
事務・技術関係職種	支店長	2人 61.2歳	770,660円	275円	770,385円	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工場長	5人 58.7歳	909,880円	0円	909,880円	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事務部長	119人 52.7歳	594,355円	5,587円	588,768円	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技術部長	85人 52.7歳	633,109円	4,342円	628,767円	同上
	事務部次長	75人 50.2歳	544,474円	2,666円	541,808円	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長－課長間)
	技術部次長	48人 46.6歳	543,660円	1,446円	542,214円	同上
	事務課長	226人 50.6歳	506,900円	5,886円	501,014円	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職
	技術課長	221人 50.7歳	549,457円	7,486円	541,971円	同上
	事務課長代理	96人 48.6歳	514,603円	9,780円	504,823円	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 ・ 中間職(課長－係長間)
	技術課長代理	58人 50.2歳	579,409円	66,539円	512,870円	・ 同上

職 種 名		調 査 実 人 員	平均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A－B)	
事務・技術関係職種	事務係長	238	43.4	466,818	69,796	397,022	・ 係の長 ・ 係長級専門職
	技術係長	262	45.8	495,027	72,472	422,555	同上
	事務主任	274	44.1	373,390	40,557	332,833	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長－係員間)
	技術主任	361	43.3	457,052	71,800	385,252	同上
	事務係員	981	38.1	338,964	36,283	302,681	
	技術係員	957	35.2	366,918	51,383	315,535	

- (注) 1 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種	
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	—
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

第 15 表 民間における初任給の改定状況

(単位：％)

学歴	項目	採用あり	初任給の改定状況		
			増 額	据置き	減 額
大 学 卒		35.5	(82.4)	(11.4)	(6.2)
高 校 卒		38.5	(88.4)	(11.6)	(0.0)

(注) () 内は、採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 16 表 民間における賞与の配分状況

(単位：％)

課 長 級		係 員 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
53.5	46.5	61.6	38.4

第 17 表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その 1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(単位：％)

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
	94.6	81.2	
			5.4

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費および宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である（複数回答）。

その 2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰 宅 費 用 を 支 給 す る	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
	%	%	%	%	%	回	%
75.8	(13.2)	(37.2)	(20.9)	(22.1)	(6.6)	(16.9)	24.2

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、

() 内は当該事業所を 100 とした割合である。